

SEI NEN H O R I T S U K A 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N550
2016.12.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

ムスリムに対する人権侵害とそれに対する取り組み..... 林 純子

北海道支部は、50周年を迎えました..... 今橋 直

新刊旧刊『治安維持法の教訓—権利運動の制限と憲法改正』..... 原 和良

ロースクールの実情と法曹養成

社会人から見たロースクール制度と予備試験..... 木下浩一

〈連続企画「国会答弁を斬る！」⑤〉

PKO法と南スーダン..... 白根心平

☐ 南スーダン・PKO自衛隊派遣に反対する法律家6団体の声明

2016年度第3回常任委員会（沖縄）決議

☐ 沖縄の基地被害・差別を根絶するため沖縄県民と連帯する決議

☐ 南スーダンPKO派遣の自衛隊に対する「駆け付け警護」等の新任務を付与した
閣議決定を撤回し、同国からの自衛隊の即時撤収を求める決議

☐ 共謀罪（組織犯罪準備罪）の創設に反対する決議



サンクトペテルブルクの子ども

ムスリムに対する人権侵害とそれに対する取り組み

東京 林 純子

一 国内におけるムスリムに対する監視の実態と国家賠償訴訟

本稿を執筆している二月中旬現在、米国では様々な差別的発言をしてきたトランプ氏が次期大統領に選出され、彼が常々「公約」していたムスリムの監視や登録制、入国禁止などの差別的政策がどうなるのかが注目を浴びています。しかし、トランプ氏の出馬の何年も前から、米国をはじめとする世界各国では、テロ対策名目のムスリムに対する監視が行われてきました。日本も例外ではありません。

二〇一〇年二〇月二八日、警視庁公安部外事第三課の捜査資料二四点がインターネット上に流出しました。この捜査資料から明らかになったこ

とは、日本の公安当局が、在日ムスリムの全員を、ムスリムであるということだけを理由として、監視対象としていたことです（以下、このような捜査を「プロファイル捜査」と呼びます）。尾行・監視のみならず、個人情報情報があらゆる行政機関から寄せられ、収集された情報は、全てデータベース化されていました。

これを受け、流出した資料の中に個人情報がかつていたムスリムのうち一七名が原告となり、国と東京都を相手取り、国家賠償訴訟を提起しました。ここでは細かい議論は割愛しますが、同訴訟では情報流出のみならず捜査自体の違法性を訴え、①平等原則違反、②信教の自由の侵害、③プライバシー権侵害、④法律の留保原則違反、⑤国際人権条約違反等について争いました。これに対し、第一審及び控訴審は、情報流出については違

法性を認めたものの、捜査自体は合憲・適法であると判断しました。その理由は、平穏なムスリムと過激派テロリストを区別するためには、全てのムスリムを監視することが必要だから、ということとです。原告側は上告しましたが、二〇一六年五月三日、最高裁判所は、原告側の主張は憲法上の問題を含まないとして、上告を棄却しました。

二 同様の捜査の国際的評価

九・一一のテロ以降、世界各国で同様のムスリムに対するプロファイリング捜査が行われました。しかし、近年では、プロファイリング捜査はテロ対策としての必要性や相当性を欠き、人権の観点から疑義があるものとして許されないと評価されるようになっていきます。

二〇〇八年三月二七日、国連人権理事会は、各国に対し、人種、民族または宗教を含む国際法によつて禁止された差別に基づく固定観念によるプロファイリングを行わないことを求める決議を採決しました。また、日本のプロファイリング捜査については、自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会が、二〇一四年七月二四日と同年八月二九日に、それぞれ日本政府に対して勧告を出しています。

英国では、ムスリムの集住する地域における監視カメラが撤去され、ドイツの連邦憲法裁判所は、具体的な危険が発生する以前の時点でのプロファイリング捜査は、情報自己決定に関する基本権を侵害するものとして許されないと判断しました。また、米国では、連邦政府が、民族的出自や宗教を理由とするプロファイリングを制限する旨の規則変更を行いました。

また、ニューヨーク大学付属の研究機関は、二〇二年三月、「その者の宗教的儀式への参加の有無、教育活動への参加の有無、その者が宗教的なコミュニティの中でいかなる立場にあるかといった外形的側面からうかがわれる諸般の事情」からは、その者がテロリストとなり得るかを見分けることはできない、むしろ、プロファイリング捜査を行うことで捜査資源を無駄にするなどの理由から、テロ対策の有効性を高めるためにはプロファ

イリング捜査は行ふべきではないという研究結果を発表しています。

このような国際状況を知りながら(当然、前記国賠訴訟において原告側はこのような国際状況について主張立証しました)、日本の裁判所は、テロ対策のためにはムスリムの様々な人権が制約されても仕方がないという判決を出しました。

三 今後の取り組み

日本ではプロファイリング捜査が止められる気配がないことから、国賠訴訟の弁護団の有志を中心に、ムスリムに対する人権侵害の実態を調査し、必要に応じて提言・申し入れをする新しいネットワーク「Muslim Legal Affairs and Research Japan」(通称:MLARJ/エムラージ)を立ち上げることになりました。

欧米諸国においては、イスラームフォビア(イスラーム嫌悪)が大きな問題となっていますが、これは単なるイスラームに対する反感などではなく、意図的にイスラームについて誤った情報を流し、人々の恐怖を煽り操ることにより生じているものです。そして、それは、現実には殺人事件や暴力事件といったヘイトクライムを引き起こしています。

一方で、日本においては、人々のイスラームに

対するイメージは良くないものの、それはムスリムと個人レベルで関わることがほとんどない中で海外ニュースなどから作られたものであり、日本にいるムスリムの個々人に向けられる嫌悪というものとはほとんどないと言つてよいと思います。特に、二〇二〇年の東京オリンピックを見据えて、ハラルフードなどを含めたムスリム対応がブームと言つていいほどになっていることを考えると、やはり欧米諸国におけるイスラームフォビアとは異なる状況であることは明らかです。

また、日本ではムスリムが非常に少数(二二―二万人と考えられています)であることから、公に認められてではなく、周囲の人々の個人レベルでの厚意に支えられて、信仰を実践することができている点も欧米諸国とは異なります。

エムラージでは、現在、このような日本の現状に照らして、ムスリムを他の人々から切り分け、ムスリムに対する差別・嫌悪が存在すると声高に叫ぶことが、本当に日本のムスリムのためになるのか、人々の厚意を踏みにじることにならないか、また、外国人差別と見分けられるのか等、実際にどのような活動をどのようにするのが最善の結果を得られるのかについて、検討を重ねているところです。

北海道支部は、 50周年を迎えました

50th anniversary

北海道 今橋 直

二月二日(土)、札幌市内のホテルで、青法協北海道支部創設五〇周年記念行事を開催しました。北海道支部の創設は、一九六六年二月二五日、今年でちょうど五〇年です。

なお北海道支部は、現在会員約二〇名、うち約九〇名が札幌で、その他、旭川、岩見沢、小樽、苫小牧、室蘭、帯広、釧路、網走、北見に会員がいます(なお、函館には青法協函館支部があります)。

1 記念講演① 佐々木秀典弁護士

記念講演では、初めに元青法協本部議長・元衆議院議員で現在は旭川市で開業されている佐々木秀典弁護士から「青法協北海道支部五〇周年に寄せて」と題してお話いただきました。

佐々木先生は、今回発刊した五〇周年記念誌「蒼天」(そうてん)詳細は後述します)の中に「司法の危機、青法協攻撃に抗して」と題して寄稿頂いており、それに沿ったお話でした。一九六〇年代から七〇年代、長沼事件の福島重雄判事に対する平賀書簡事件や自民党からの青法協攻撃、そして宮本裁判官再任拒否や任官拒否、修習生罷免など、当時まさに渦中におられた佐々木先生の口から迫力をもってお聞きできました。「ひどい時代だった」と言ってしまうかもしれませんが、逆に言えば、当時は青法協がそれだけ権力者にとって脅威的な存在だったのだとも言えます。権力者の

手から平和や人権をまもるためには、今の私たちも、権力者から疎んじられ、攻撃されるくらいに影響力を持った存在になっていかなければならない、この思いを抱きました。

2 記念講演② 水島朝穂教授

佐々木先生に続き、水島朝穂教授(早稲田大学法学学術院)に記念講演をしていただきました。

水島先生は、一九八三年から八九年まで札幌学院大学で教鞭をとられ、私たち北海道支部ともつながりが深く、五〇周年記念での講演者として最適な方と考えて講演をお願いしたものです。

水島先生は今年三月から約半年ドイツに滞在されたこともあり、講演は「北海道の憲法訴訟と今後の課題」ドイツからの視点で考える」と題して行われました。ただ、水島先生のお話は、一つのテーマをお話されるにしても、そこにまつわる興味深いエピソードがたくさん絡んでくるので、とても一時間強の講演時間では足りません。

藤田宙靖元最高裁判事の論文(「集団的自衛権の行使容認をめぐる違憲論議について」)のこと、第二次大戦後なゼボンがドイツの首都になったのか、イラクに派遣された自衛隊員に配られた「隊員必携」の内容、そして長沼事件と平賀書簡のこと……。次から次へと繰り出される興味深い話に時間は刻々と経過し、ついにホテルに会場を明渡

す時間に……。「今度は五時間用意してお招きしないといけないな」と痛感しました。

3 記念レセプション

記念講演に引き続き、場所を隣室の宴会場に移してレセプション。午後三時という真昼間から宴会です。

まず、田中貴文支部長（四〇期）が挨拶をし、乾杯・歓談。この後、原和良弁学合同部会議長からあいさつを頂きました。原先生は、「今日（一月二日）は、別件の予定が入っていたが、それを変更して出席しました。

北海道支部は、活発な活動をしていて、青法協全体の中でもとても大切な存在なので、ぜひ出席したかったのです」とのお言葉。ありがとうございます。

その後、会はスピーチや懐かしい写真・ビデオの上映などで大いに盛り上がり、笑いに包まれ、佐藤義雄会員（二四期）の挨拶をもって終了しました。出席者は、講演会



約60名が集った記念レセプション

が約七〇名、レセプションが約六〇名でした。

4 記念誌「蒼天」の発行

ここまで述べてきた記念行事と並んで、いえ、それ以上にこの五〇周年の大きな成果が、五〇周年記念誌「蒼天」です。この「蒼天」とは、岩本勝彦会員（二六期）が「青法協道支部の五〇周年を迎え、改めて、熱き志をもって、蒼き天を仰ぐ」ではないか、そういった意気込みを示す」との思いを込めて命名したものです。

記念誌は、一年半前の二〇一五年六月に編集委員会を立ち上げ、中島哲会員（六〇期）をリーダーとして三六五頁の記念誌を完成させました。集めた原稿は、学者その他ゆかりの方から八本、弁護士から四九本！、年表や設立趣意書などの資料が九点でした。ご執筆いただいた学者の先生方は、いずれも、現在または過去に北海道で活躍され、北海道支部の憲法フェスティバルの講師においていただいたり、また学会会員であった方々です。ありがとうございます。

〈会員外で執筆いただいた方〉

中村睦男名誉教授（北海道大）、結城洋一郎教授（小樽商科大）、荻野富士夫教授（小樽商科大）、水島朝穂教授（早稲田大）、清水雅彦教授（日体大）、清末愛砂准教授

（室蘭工大）、上田文雄前札幌市長

また、弁護士会員四九名から、それぞれが取り組んだ訴訟や活動の報告が寄せられました。

〈会員の活動（主なもののみ）〉

- ・ 原爆症認定北海道訴訟について
- ・ ヘイトスピーチとカウンターの現在地
- ・ アイヌの先住権
- ・ 札幌市民オンブズマンの二〇年
- ・ 北海道建設アスベスト訴訟への思い
- ・ 植村訴訟
- ・ 二風谷ダム裁判とは何であったか
- ・ 憲法九条・自衛隊裁判の系譜／箕輪訴訟
- ・ B型肝炎訴訟
- ・ 第一四回人権研究交流集会の思い出と大成功の秘訣
- ・ などなど……。

記念誌の内容はとてここに書き尽くせんが、北海道ならではの事件や活動が、そして私たちの思いがたくさん詰まっていますので、ぜひ多くの方にお読み頂きたいと願っています。

送料相当として一〇〇〇円をご負担いただければ、何冊でもお送りいたします（何冊でも一〇〇〇円）ので、札幌おおぞら法律事務所（FAX 011（261）5705）まで（注文下さい）。

これからも、北海道支部をよろしく願っています。

書評

◎内田博文著

『治安維持法の教訓』

—権利運動の制限と憲法改正—

東京 原 和良



事により拡大適用され、裁判官により追認され、まともな議論すらできない状況に追い込まれていった、という点で極めて興味深い経過をたどっているからである。

例えば緊急勅令として公布された治安維持法の衆議院での質疑で、横山勝太郎(憲政党幹事・元東京弁護士会会長)は、一寸鷗澤博士の演説を引用して次のように述べている。『……帝国

1 内田博文教授(神戸学院大学・九州大学名誉教授)が、『治安維持法の教訓—権利運動の制限と憲法改正—』という書を上梓された。同

教授は、ハンセン病違憲国賠訴訟で研究者の立場から違憲判決に多大な貢献をされ、また司法修習生の給費制廃止違憲訴訟でも憲法・刑事法の立場で違憲論の理論的補強に尽力されている方で、当部会とも深いご縁のある方である。

本書は、全五八九ページにわたる治安維持法の成立経過とその適用の過程を子細に研究した我が国で初めての著作であるといつてよい。日本を無謀な太平洋戦争へと駆り立てていったその原動力となったのが、天下の悪法治安維持法である。しかし、ファシズム体制は、一夜に出来上がったものではない。

2 本書は、大正二二(一九三三)年九月一日の関東大震災による暴動騒ぎを契機に、同年九月七日、天皇の勅令として時限立法的に公布された治安維持令をスタートとして、大正二四(一九三五)年四月二日の治安維持法公布、緊急勅令、何度かの改正論議を経て昭和一六(一九四二)年三月一〇日の改正治安維持法公布、その後の施行、そして敗戦に至る約二三年の間に、『立憲主義』国家が崩壊していく長い道のりを丹念に追いかけている。

「立憲主義」崩壊と書いたのは、当初の帝国議会の議論は、まがりなりにも立憲主義や臣民の権利擁護といった観点からの真剣な質問・討議がなされていたにもかかわらず、小さく生まれた治安維持法が次第に、特高警察と思想検

3 「立憲主義」崩壊と書いたのは、当初の帝国議会の議論は、まがりなりにも立憲主義

や臣民の権利擁護といった観点からの真剣な質問・討議がなされていたにもかかわらず、小さく生まれた治安維持法が次第に、特高警察と思想検

また、南鼎三郎議員は、以下のような発言をしている。『……こういう非常な勅令を出す場合に、政府がこの事を取り扱う当局者に対して何等かの制動になるような事、即ち『ブレーキ』作用を起すような法令……は、何等出ておらない。ただこれは、丁度自動車に馬力があつて走るだけで、

新刊 刊 旧

4

このような健全かつ当然の疑義に
対して、政府は、濫用の
危険はない、司法（裁判

光景である。

『ブレイキ』のない自動車を走らせているような勅令である。……（四二ページ）

大正二四（一九二五）年公布の治安維持法に関する帝国議会の議論の中でも、武藤山治議員は、学問の自由という観点から痛切な批判を行っている。「斎藤隆夫君（憲政会）はかくの如く述べられたのであります。『近来、ややもすれば危険思想を口にし、或いは国民思想の悪化などということ唱える者がある。……国家の対局より見ましたならば、少しも恐るるの値打ちはない。……幼稚なるところの思想、浅薄なる所の思想は、一度思想界の戦場に曝されたならば、立派に消滅してしまふものである』。諸君、この御自信に対しては、私共は真に敬服したのであります。本法案の不可なる点は、知識階級に対して不安を与えることとあります。如何なる国に於ても知識階級に不安を与える法律を制定してその国が亡びないものは、歴史上一つもありません。」（八〇ページ）

今から、一〇〇年以上前の帝国議会の議論であるが、今の国会を見ていると昔のこととは思えない

所）による歯止めがあるから人権侵害の不安は無用であると答弁を繰り返している。

しかし、歯止めを知らない適用拡大のもとで、最初に日本共産党の活動家たちが弾圧され、さらには労働運動、農民運動の指導者たち、良心的な学者たち、宗教家が次々と危険思想として弾圧の対象となっていく。

この治安維持法の被害者たちを弁護した布施辰治、海野晋吉といった著名な弁護士たちの法廷での闘いも取り上げられているが、かれらもまた被告人を弁護したことゆえに長き獄中生活を送ることになる。昭和九（一九三四）年には、裁判官が共産党関係者である友人を自宅に泊め、もって同人の党活動に多大の便宜を与えたとして懲役三年の実刑判決を受けている（昭和九年二月一日「司法官赤化事件」）（三三三ページ）。

政府の左翼思想に対する徹底した弾圧政策に比して、右翼の台頭とテロに対しては、治安維持法が対共産主義・社会主義思想に向けた国体変革と私有財産制の否定に対する防衛弾圧法であったゆえ、いわばダブルスタンダードの偏重した社会政策とならざるをえず、政府自らが二・二六事件、五・一五事件といったテロルの対象となり、自らの墓掘人となって軍部の政権掌握を許すに至った。

5

内田教授の研究は、過去の刑事弾圧の歴史を振り返るとともに、その総括が今だ戦後の日本社会ができていないことを批判し、そしてまた、同じ過ちを繰り返そうとしている現代の政治と司法に警鐘を鳴らすものである。

第五部の「治安維持法の亡霊」は、戦後の刑事司法が治安維持法の教訓をくみ上げていないために数々の冤罪を生み出したという刑事司法の問題点を指摘し（第十章「治安維持法の教訓を活かすために」）、今日の立憲主義破壊と憲法改正の動き、共謀罪の創設などの政府の動きを厳しく批判するものである（第十一章「権利運動の危機と憲法改正」）。

この本は、法律研究者は、歴史とどう向き合うべきか今何をなすべきか、を自らに問いかける著書であるとともに、法律家に対しても進むべき道を問いかけるものである。

『治安維持法の教訓

— 権利運動の制限と憲法改正 —

著者…内田博文

出版社…みすず書房

定価…九〇〇〇円＋税

社会人から見た ロースクール制度と予備試験

東京 木下 浩一

1 はじめに

私は、司法書士として仕事をしていました
が、三〇代中盤に仕事を辞めてロースクール
に入学し、司法試験に合格しました。他方で、
私と同じ司法書士事務所勤務していた同年
代の司法書士(以下「Aさん」)は、司法書士と
して仕事をしながら、予備試験ルートで、司
法試験に合格しました。

司法書士という弁護士の近接業種ではあり
ますが、社会人にとって、ロースクールルー
ト、予備試験ルートという現行制度の違いが
どのように映ったか、また、実際にどのよう
に違ったのか。友人Aさんの話も交えてお話
したいと思います。

2 司法試験への挑戦

私は、司法書士試験合格後、司法書士とし

ての業務の中で、生活保護受給者の方と接す
る機会が多く、貧困問題に総合的に対処でき
る弁護士になりたいという気持ちが強くなっ
たこと、ロースクールに通える資金的な余裕
ができた(と考えた)ことから、司法書士を辞
めてロースクール(既習コース)に入学するこ
とにしました。予備試験ルートを選択しなか
ったのは、合格者の少なさから、私の能力で
は合格が困難であり、弁護士になるには、時
間とお金をかけてでもロースクール経由しか
あり得ないと思ったからです。

他方で、同時期に司法試験を目指そうと考
えたAさんにとって、ロースクールという選択
肢は全く頭に浮かばなかったようです。Aさ
んも、予備試験の合格率が低いことは十分理
解していました。しかし、家庭があったAさ
んにとっては仕事を辞めることはできなかった
こと、ロースクールの授業が試験合格に直結

する内容ではなく予備校で十分と考えていた
こと、そして、二〇代ならまだしも、仕事を
辞めて試験勉強に専念するというのは、社会
人としての勘が鈍るのではないかという不安
があったようです。私も含めてそれほど若く
ない司法試験を目指す人にとっては、若さを
アピールできない分、社会人経験というのは、
重要な財産と考えています。Aさんにとって
は、合格するかもわからない試験のために、
社会から離れた状況で何年も勉強に専念する
というのは恐怖に近いものがあつたそうです。
司法書士の代理権の制限という現実的な問題
に直面したことから弁護士を目指した現実的
なAさんの選択は極めて冷静なものでした。

3 ロースクール入学後の現実

(1) 経済的な事情

私は、実家暮らしで貯金もある程度あり、
ロースクールの学費は半額免除、学生支援機
構の借入金も半額返済免除、一回目の受験で
の合格という好運、好条件が重なったにも関
わらず、修習を終える頃には、数百万円の借
金が残ってしまいました。このうちの一つの条
件でも満たされなければ、法曹になることは
出来なかったかもしれません。修習終了まで
継続的にかかる高額な交通費、ろくに読みも

ロースクールの実情と 法曹養成

しない高価な書籍代、飲食代等により、貯金
がただただ減っていくのは本当に恐怖でした。
私のロースクールの同級生には一〇〇〇万円を
超える借金がある人もいましたが、そのよう
な同級生達からは、もし合格できなかったら
破産の申立を頼むよという笑えない冗談が飛
び交っていました。

(2) ロースクールの授業と予備試験

私の通うロースクールは、他のロースクール
と比較すると、司法試験合格に役に立つ授業
であるとの評判がありました。確かに、受験
指導をしてはいけませんが、合格率を上げなけ
ればならないという矛盾した要請の中で、試
行錯誤してくれている教員もいたのですが、
旧態依然の全く実務や試験を意識しない、机
上の空論に終始する授業もかなりありました。

法曹を目指すものにとって、司法
試験に合格できなければロースク
ールに入学する意味は全く無いと
いう当たり前の事実にも全く無関
心な教員も相当数いるのです。ま
た、全く想定外だったのですが、
私は、ロースクールの既習二年目
に予備試験を受験し合格しまし
た。既習二年目であり、合格して

も、そのままロースクールを卒業すれば新司
法試験の受験資格は得られるため、受験資格
の前倒しでの取得ということには繋がりませ
ん。しかし、ロースクールの教員から受ける評
価と実際の試験委員の評価にはギャップがあ
るのではないかとという不安もあり、同学年
に練習のために予備試験を受けている人が多
くいたのです。予備試験合格後には、何のた
めにロースクールに入ったのだろうと自嘲気味
になりましたが、私自身が感じたロースク
ールの最大のメリットとしては、仲間とゼミを組
んで議論できる、励まし合って勉強できる
という副次的なものでした。

他方で、Aさんは、ロースクールに通わない
ことでデメリットは一つも感じなかったそう
です。

4 最後に

私とAさんとは環境が違いますので、ど
ちらのルートが正しかったとはもちろん言え
ませんが、私の現状認識が極めて甘く、Aさ
んのそれは適当であつたと感じています。

ロースクール経由での司法試験受験という
のは、金銭的、時間的負担も多く、それでい
て司法試験合格に繋がる授業を受けることが
必ずしもできない点で、特に家庭を持つ社会

青法協メーリングリストへの 登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法
協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・
司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各
支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反
映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)
まで、アドレスをお送り下さい。

人にとっては、極めてハイリスクであること
は疑いようがありません。ロースクール制度
を維持したままで、社会人を含めた多様な人
材を法曹にという理念を実現するのであれば、
授業内容の改善及び金銭面での援助拡大等抜
本的改革は必須であると考えます。

連続企画「国会答弁を斬る！」⑤

P K O 法と南スーダン

憲法委員会 白根 心平

1 南スーダンP K O（国連平和維持活動）をめぐる、安倍晋三政権は、二〇一六年一

一月末で期限が切れることになっていた自衛隊の派兵期間を二〇一七年三月末まで延長することを二〇一六年一月二五日に閣議決定しました。この閣議決定に際し、「派遣継続に関する基本的な考え方」（以下、「考え方」という）と題する文書を発表しました。

南スーダンの内戦状態が深刻化し、日本国民の懸念や反対の声が強まるなか、派兵の延長を正当化しようとするものです。

2 「考え方」は、南スーダン情勢について

「治安情勢は、極めて厳しい」「現在も、地方を中心に、武力衝突や一般市民の殺傷行為が度々生じている」「首都ジュバについても、七月に大規模な武力衝突が発生」「今後も、南スーダンにおいて『武力衝突』の発生は十分に予想される」と指摘しています。

しかし、「考え方」は、こうした南スーダンの実態を認めつつも、「我が国における、法的な意味における『武力紛争』が発生したとは考えていない」と述べます。

以下で述べるとおり、「武力衝突」は発生しているものの、「武力紛争」は発生していないというのは詭弁にほかなりません。

3 P K O は従来、内政不干渉・中立性を原則としており、主要任務は停戦監視でした。

しかし、一九九〇年代後半から、「文民保護」のためには武力行使も辞さない、国連自体が「交戦主体」になる方向にかじを切りました。二〇一一年七月の南スーダン独立に伴って創設されたU N M I S S（国際連合南スーダン派遣団）の筆頭任務も「文民保護」であり、武力行使も排除していません。

南スーダンは、二〇一三年二月に大統領派と副大統領派（当時）の対立で内戦状態に陥りました。

た。二〇一五年八月に「和平合意」が成立したものの、二〇一六年七月には自衛隊が駐留する首都ジュバで戦車や攻撃ヘリなども使った大規模な戦闘が起き、数百人が死亡しました。両派の戦闘はその後も続いており、このような事態は「武力紛争」以外の何物でもありません。

国連が二〇一六年二月一日に公表した報告書によると、七月の戦闘では、政府軍兵士が国連職員や人道援助関係者らが滞在していたホテルを襲撃し、殺人や性的暴行を行いました。

P K O 法は、①「武力紛争」停止の紛争当事者間の合意（停戦合意）、②紛争当事者のP K O と自衛隊参加への同意（受け入れ合意）、③P K O の中立的立場の厳守（中立性）、④①③の原則のいずれかが崩れた場合の自衛隊の撤収、⑤必要最小限度の武器使用、という「P K O 参加五原則」を定めています。

P K O 法に「武力紛争」の定義はありませんが、「考え方」は、「武力紛争」を「国家間又は国家に準ずる組織」の間の「戦闘行為」に限定し、前副大統領派は「武力紛争の当事者（紛争当事者）」となり得る「国家に準ずる組織」ではないとして、「P K O 参加五原則」は維持されているとしています。あまりにも身勝手な言い分です。

4

安倍政権は、戦争法の一環として改定したP K O 法に基づき、二〇一六年二月二〇

日、陸上自衛隊第二一次派遣隊のうち、第一陣となる一三〇名を派兵しました。残る二二〇名は一二月一四日までに出發する予定です。

南スーダンでは、政府軍によるPKOへの攻撃などが頻発しています。駆けつけ警護(PKOに参加している自衛隊が、襲撃されたNGOなどの要請を受け、その保護にあたること)などの新任務の

付与、派兵延長はやめ、人道的・民生的支援こそ強化すべきです。

5

住民が深刻な人道的危機にさらされているときに、国際社会がその保護のために責務を果たすことは必要ですが、日本は憲法九条に則った非軍事的貢献に徹するべきです。

南スーダンでは、衣食住、医療のすべてが不足

改憲問題対策法律家六団体連絡会◎声明

南スーダン・PKO自衛隊派遣に反対する

法律家六団体の声明

さる一月二七日に行われた「南スーダン・PKO自衛隊派遣を考える院内集会」は、会場が満席となる三〇名が参加して開催された。共催団体の立憲フォーラム所属議員をはじめ二五名の議員の参加もあった。講師の清水雅彦氏(日本体育大学教授・憲法学)は「自衛隊PKO活動の変質と憲法上の問題点」という観点から、谷山博史氏(日本国際ボランティアセンター代表理事)は「国際NGOから見た自衛隊PKO活動」という観点から、さらに柳澤協正氏(元内閣官房副長官補)は「動き出す安保法制とどう向き合うか」という観点からお話をされた。報告、討議のなかで、内乱状態にあつてPKO参加五原則が実質的に守られていない南スーダンに自衛隊を派遣すること、とりわけ駆けつけ警護などの新任務を付与することの憲法上の問題点が明確にされ、自衛隊派遣によらない民間・NGOによる人道支援の重要性が指摘された。本集会では法律家六団体が採択した声明も発表された。(憲法委員会・大山勇一)

しており、国連機関やNGOによる民生支援を人的・財政的に後押しすることが急務です。

いま、憲法九条をもつ日本が求められている国際貢献のかたちは、「駆けつけ警護」等武器使用を含む軍事的な支援ではなく、衣食住・医療等の民生支援であり、また紛争当事者間の対話のチャネルを築く等の外交的支援であるはずです。

安倍政権は、多くの市民の反対の声を無視して、二〇一五年九月に「戦争法」(いわゆる「安保関連法」)の制定を強行し、この中で「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(いわゆる「PKO法」)も改正された。施行された改正PKO法によって、今年一月には、南スーダンへ「派遣」される青森駐屯地の陸上自衛隊第九師団第五普通科連隊を中心とした部隊に、他国PKO要員などの救出を行う「駆けつけ警護」と国連施設などを他国軍と共に守る「宿営地の共同防護」の任務を付与しようとしている。

そもそも、一九九二年にPKO法が制定された時、PKO活動の変質(米ソ冷戦前は北欧やカナダなどが原則非武装で、派遣国の停戦・受入合意がある場合にPKO活動を行っていたが、米ソ



報告者：左から、柳澤協二氏、谷山博史氏、清水雅彦氏、永山茂樹氏

冷戦後は時にアメリカなどの大国が重武装で、しかも派遣国の停戦・受入合意がない場合でもPKO活動を実施するようになった」と憲法との関係（自衛隊をPKO活動に「派遣」するのは憲法九条

違反ではないかという議論）から、当

時の野党は国会で牛歩戦術まで使って抵抗したほど議論があった。そのため、政府・与党もPKO法を制定したもの、PKO法に基づく参加に当たっての基本方針として五原則（①紛争当事者間での停戦合意の成立、②紛争当事者のPKO活動と日本

のPKO活動への参加の同意、③中立的立場の厳守、④上記原則が満たされない場合の部隊撤収、⑤武器使用は要員の生命等の防護のために必要最小限のものに限られること）を定め、自衛隊のPKO活動はあくまで復興支援が中心で、武器使用は原則として自己及び自己の管理に入った者に限定し、派遣部隊も施設部隊が中心であった。

しかし、南スーダンでは、今年四月に大統領派と反政府勢力の前第一副大統領派とが統一の暫定政府を立ち上げたが、今年七月に両派で大規模な戦闘が発生し、この戦闘ではPKO部隊に対する攻撃も発生し、中国のPKO隊員と国連職員が死亡している。国連安保理は、今年八月にアメリカ主導で南スーダン政府を含めたいかなる相手に対しても武力行使を認める権限を付与した四〇〇〇人の地域防衛部隊の追加派遣をする決議案を採択したが、この決議には南スーダンの代表自体が主要な紛争当事者の同意というPKOの原則に反しているという理由で反対し、ロシアや中国なども棄権している。今月も大統領派と前第一副大統領派との間での戦闘が拡大し、一週間で六〇人もの死者を出している。この状況はともかくPKO参加五原則を満たしている状況とはいえない。そして、政府が今後予定しているのは、施設部隊に加えて普通科部隊や、さらに中央即応集団の部隊も派遣される可能性があり、他国部隊を守るために武器

使用に踏み切るならば、憲法九条で否定された武力行使にあたることになる。

私たち改憲問題対策法律家六団体連絡会は、憲法違反の「戦争法」（いわゆる「安保関連法」）の廃止を引き続き求めていくとともに、かかる状況の下での自衛隊の南スーダンへの派遣と新任務の付与に断固として反対するものである。

二〇一六年一〇月二七日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター

代表理事 宮里 邦雄

自由法曹団

団 長 荒井 新一

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議 長 原 和良

日本国際法律家協会

会 長 大熊 政一

日本反核法律家協会

会 長 佐々木 猛也

日本民主法律家協会

理 事 長 森 英樹

青法協弁学合同部会二〇一六年度第三回常任委員会◎決議

沖縄の基地被害・差別を根絶するため

沖縄県民と連帯する決議

1 米軍基地はいらないとの沖縄県民の総意

沖縄県の米軍基地問題は、沖縄県が日本に復帰して四〇年以上経った現在において、解決に至るどころか、ますます矛盾を深めている。

辺野古新基地建設をめぐる、沖縄県民の意思は貫いている。二〇一四年一月の名護市長選挙では辺野古新基地建設への反対を明確に訴えた稲嶺進氏が当選し、同年一月の沖縄県知事選挙でも新基地建設に反対する翁長雄志氏が当選した。また、二〇一六年七月の参議院選挙の沖縄選挙区ではやはり辺野古新基地建設に反対する伊波洋一氏が自民党現職の島尻安伊子氏に大差をつけて勝利を果たしている。また、この間の世論調査においてもなお、新基地建設に関して圧倒的多数が反対の意思を示している。

2 辺野古基地訴訟をめぐる不当判決と沖縄のたたかい

こうした沖縄県民の思いを背景にして、二〇一五年一〇月二三日に、翁長知事は辺野古に関して「公有水面埋立申請」承認取消し処分を行った。これを受け、国は埋立承認取消処分を撤回する代執行に向けた訴訟をいったんは提起した。しかし、翁長県政およびそれを支える沖縄県民の声を無視できず、沖縄県と解決に向けた協議を続ける旨の和解を締結し、取消訴訟を取り下げ、結果、これまで強行してきた建設工事を一旦中断せざるを得なくなった(二〇一六年三月四日)。

それでも、国は、その後の沖縄県との協議においても、辺野古新基地建設ありきの姿勢を崩さず、沖縄県民の声に寄り添うことはなかった。そ

して、日本政府は、同年七月二三日、埋立承認取消し処分に対する是正指示に従わない沖縄県を被告として、違法確認訴訟を提起するという許し難い拳に出た。

福岡高等裁判所那覇支部(多見谷寿郎裁判長)は、同年九月一六日、国土交通大臣が行った是正の指示に翁長知事が従わないことは違法であると判断し、国の訴えを認める不当判決を下した。

判決は、翁長知事の職権取消に関する違法性を判断するに際して、明らかに根拠に乏しい日米の信頼関係や海兵隊のグアム移転費用の凍結解除を当然のように事実と認定した。また、事業経費等の支出についてそれが法的保護に値するか否かの検討をせず、自らが正しいと考える事情を据え、「辺野古が唯一の解決策」との裁判所の権限を逸脱した判断を示した。

また、判決は、辺野古新基地の建設が「自治権の制限」を伴うことを認めながら、本件の「自治権の制限は、日米安全保障条約及び日米地位協定に基づくものであり、憲法四一条に違反するとはいえ」ないとして日米安保条約が無制限に地方自治に優先するとした。さらに、判決は「全ての知事が埋立承認を拒否した場合、国防・外交に本来

的権限と責任を負うべき立場にある国の不合理とは言えない判断が覆されてしまい、国の本来的事務について地方公共団体の判断が国の判断に優越することにもなりかねない」などとして地方自治体の意向を全く無視する判断を示した。これらの判示は憲法による地方自治の保障(九二条)を踏みにじるものである。

これは辺野古新基地建設に留まらない日本の地方自治全体に関わる異常な判断であって、辺野古新基地建設NOの意思を沖縄県民が繰り返し表明している本件においては、その異常性が際立っている。

翁長知事は、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行い、不当な高裁判決の破棄を求めるとともに、憲法で認められた地方自治が本来の役割を果たすことが出来るよう、力の限りを尽くして訴えていくことを表明した。青年法律家協会弁護士学者合同部会は、辺野古新基地建設に対する沖縄県民の闘いを全面的に支持する。最高裁は、憲法で保障された地方自治の本旨に即した正当な判断をすべきである。

3 高江ヘリパッド建設をめぐる 市民への弾圧と差別

沖縄県においては、辺野古新基地建設と並行して、東村高江におけるアメリカ海兵隊のヘリパッ

ド建設の強行が問題となっている。すでに沖縄防衛局は、六つのヘリパッド計画のうち、N-4地区の二か所のヘリパッドを完成させ、二〇一五年二月に米軍に先行提供していたが、二〇一六年七月に実施された参議院選挙の沖縄選挙区において、政府与党推薦の候補者が破れ、新基地建設に反対する野党統一候補が圧勝したことを受け、残る四か所のヘリパッドの建設を強行し始めた。

住民と支援者らは座り込みなどで抗議の意思を示していたところ、沖縄防衛局は道路の通行を根拠なく制限し、また、非暴力の住民・支援者らに対して暴行をふるうなどの違法な暴力行為等を行っている。これらの一連の行為に対して、当部会は二〇一六年九月三日付常任委員会決議で強く抗議を行っている。沖縄県民、とりわけ高江地区の住民の生命、身体および安全・平穏な生活環境を守るため、政府は、米軍北部訓練場ヘリパッドの建設強行、オスプレイ飛行訓練、そして法的手続きを一切無視した一連の強行排除を直ちに止め、住民に謝罪するとともに、ヘリパッド建設を直ちに中止すべきである。

4 戦中・戦後を通じて「差別」の続く沖縄

沖縄県では、現在、以上のとおり、辺野古新基地建設と高江ヘリパッド建設の強行という県民意思無視の暴挙が強行されている。かつて沖縄は太

平洋戦争で、住民を巻き込んだ唯一の地上戦が行われた地であり、本土防衛のための「捨て石」として約一五万人が犠牲となった。戦後には米軍が「銃剣とブルドーザー」等によって土地を接収し、米軍基地を拡大してきた。一九七二年の本土復帰後も米軍基地が存続され、国土の〇・六%しかない沖縄県に、今も在日米軍の約七四%が集約されている。また、沖縄県の基地被害はますます、強姦や殺人等の凶悪犯罪を含む米軍関係者の犯罪、戦闘機やヘリコプター等の事故被害、騒音被害・環境被害などが発生している。しかも、米軍関係者の犯罪や事故等が発生しても、日米地位協定等によって、日本は不十分な捜査しかできない。沖縄は、米軍基地を押し付けられ続け、基地問題において差別されてきたのである。

二〇一六年一〇月二八日、高江周辺の米軍北部訓練場のヘリパッド建設現場において、県外から派遣された機動隊員が、抗議する沖縄県民に対し「どこつかんどんじゃ、ほけ。土人が」と発言し、さらに、別の隊員が「黙れ、こら、シナ人」と発言していたことが発覚した。沖縄県警は同月一九日、発言を事実と認め「差別用語」としてとられかねない不適切な言葉だ」との見解を示し謝罪したが、「土人」という言葉は、「未開・非文明」といった意味の侮蔑的な明らかな差別用語であり、「シナ」とは戦前の中国に対する侵略に結びついて使われてきた蔑

称である。このような差別発言が連続しているということは、そのような見解が機動隊内における共通認識なのかと疑わざるを得ない。むしろ、基地負担を沖縄県民に押し付けてきた権力側の差別意識が末端から表出したものとも捉えられる。

加えて、鶴保庸介沖縄担当相は一月八日の参院内閣委員会で「差別であると断じることが到底できない」と答弁した。これは沖縄県民の感情を逆撫でする発言であって、容認することはできない。

い。鶴保大臣は同発言を速やかに撤回し沖縄県民に対する謝罪をすべきである。

5 被害と差別のない沖縄を求めて

当部会は、本日、沖縄県那覇市において、辺野古基地建設や高江ヘリパッド建設など沖縄米軍基地の問題やこれまでの差別や抑圧の歴史について報告・討議した。憲法を擁護し平和と民主主義および基本的人権を守ることを目的に設立され活動

を続けてきた当部会は、沖縄が受けてきた基地被害・差別に思いを寄せ、それら被害と差別を根絶するために沖縄県民と連帯し行動することをここに決議する。

二〇一六年二月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三 回 常 任 委 員 会

南スーダンP K O派遣の自衛隊に対する「駆け付け

警護」等の新任務を付与した閣議決定を撤回し、

同国からの自衛隊の即時撤収を求める決議

1 二〇一六年二月二五日、政府は、現在P K Oとして南スーダンに派遣されている自衛隊に対して、安保法制（戦争法）で実施可能となった「駆け付け警護」「宿営地の共同防護」の新任務を付与する閣議決定を行なった。

そして、同月一八日、上記閣議決定に基づき、稲田朋美防衛大臣は、南スーダンに派遣さ

れる予定の自衛隊に対し、「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」の任務を与える命令を下した。すでに同月二日には自衛隊の先発隊が南スーダン首都ジュバに到着している。

2 これまで自衛隊がP K O活動に参加するため
の要件としては、紛争当事者間で停戦合意が成

立していることなど「P K O参加五原則」を全て満たしている場合に限られるとされてきた。

しかし、同年七月、ジュバにおいて、キール大統領派とマシヤール副大統領派との間で大規模な戦闘行為が発生し、約二七〇人が死亡した。その際、戦闘行為自体は、停戦命令により止まったが、兵士らが国連職員や民間人に対して、殺人、略奪、強姦などの性的暴行が行われたとされる。このような治安状況の悪化により、各国の文民警察も国外に退避した。

また、同年二月一日付けの国連の報告書によれば、七月の戦闘によって「キール大統領とマシヤール前副大統領との不安定な和平合意は崩壊した」と明記している。さらに、同年二月一日国連事務総長特別顧問は、南スーダンは「民族間の対立が激化し、ジェノサイドになる

危険がある」という警告をした。

このような事情からすれば、すでに前記の閣議決定時には、南スーダンにおいて、「PKO参加五原則」の紛争当事者間の「停戦合意」が保たれていないのは明らかである。

3 二〇一五年九月に「成立」したPKO「改正」

法により、自衛隊は新たに「駆け付け警護」等の活動が可能とされた。この点については、青年法律家協会弁護士学者合同部会は、同年一月二日に「立憲民主主義と日本国憲法の平和主義を蹂躪する戦争法制の可決・成立に強く抗議する」との議長声明等を発表してきたところである。

かかる「駆け付け警護」では、国連職員や人

道援助関係者などを救助するため武器の使用が認められている。現在の南スーダンに、「駆け付け警護」「宿営地の共同防護」の新任務が付与された自衛隊が派遣されれば、政府軍や反政府勢力と交戦する危険は極めて大きく、憲法第九条一項で禁じられた「武力の行使」を行なう危険性が高いといえる。

さらに、新任務の内容が、武器の使用が自己保存型から任務遂行型に拡大されていることからすれば、国又は国に準ずる組織に対する武器の使用の危険が極めて高くなり、そこでの武器使用が行われれば、憲法第九条一項の禁止する「武力の行使」そのものとなる。

4 日本がなすべきことは、自衛隊への新任務の

付与ではなく、憲法前文や第九条の平和主義の理念に基づいた外交による解決と非軍事の人道・民生支援の抜本的強化である。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、政府に対して、「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」の新任務を付与する閣議決定を直ちに撤回すること、および現在PKOとして南スーダンに派遣されている自衛隊を即時撤収することを求める。

二〇一六年二月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回常任委員会

共謀罪（組織犯罪準備罪）の創設に反対する決議

1 安倍政権は、二〇二〇年の東京オリンピック、

パラリンピックのテロ対策を口実として、「組織

犯罪準備罪」を創設する法案（組織的犯罪処罰法改正法案）を国会に提出することを検討して

いる。

2 報道されている組織犯罪準備罪は、「組織的

犯罪集団（団体の共同の目的が、死刑または無

期もしくは長期四年以上の懲役もしくは禁錮の刑が定められる罪又は特定犯罪を実行することにある団体」の活動として、犯罪の遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかにより、当該犯罪の実行の準備行為（資金又は物品の取得）が行われたときに成立する。これによれば、六〇〇以上の犯罪につき計画のみで処罰が可能となる。

これは、まぎれもなく、過去二〇〇三年から二〇〇五年にかけて国会に法案提出されたもの

の、世論の反対によりいずれも二〇〇九年までに三度にわたって廃案となった「共謀罪」を、名称を変えて提出したものに他ならない。これまでの共謀罪で使用されていた文言である「団体」「共謀した者」を、それぞれ「組織的犯罪集団」「計画した者」と言い換えたに過ぎない。

3 そもそも、近代刑法は、刑罰の対象を、人の生命、身体、財産などの法益を侵害し、あるいはその危険性がある「行為」に限定し、内心のみでは法益侵害性がなく処罰しないという前提に立っている。

日本国憲法一九条も、「内心の自由」を保障しており、この近代刑法の原則は、日本国憲法でも妥当するものである。

4 共謀罪（組織犯罪準備罪）は、「準備行為」という行為を処罰するように見える。しかし、政府の説明と思しき書面（「予備罪または準備罪と改正後の組織犯罪処罰法第六の二の『準備行為』との差異について」と題する書面）では、「準備行為については、予備罪の予備のようにそれ自体が一定の危険性を備えている必要性はなく、元々危険性のある組織的犯罪集団の活動として犯罪についての計画について、当該犯罪が現実に実行される危険性が高まった、すなわち

当該犯罪の実行に向けた具体的な行為がなされたといえるものであれば足りる」とされている。

そのため、準備行為自体は法益侵害の危険性を要するものではないとされ、この「準備行為」は犯罪構成要件ではなく処罰条件に過ぎず、実質的には、「犯罪の計画」自体により犯罪が成立するものといえる。

また、「組織的犯罪集団」という構成要件も、単なる共謀でも要件を満たしうるのであり、漠然かつ不明確で構成要件を限定する機能を果たすものではない。

5 そして、「犯罪の計画」を罪とする共謀罪を捜査する際には、計画の話し合いの内容を対象とする捜査が不可欠になる。話し合いの内容を捜査するということは、捜査対象の大幅な拡大を意味する。

また、その捜査のため、二〇一六年に改定された要件が緩和された通信傍受が使われたり、同じく新設された司法取引が使われたりして、これらの悪法が相互に補充し合うことにより、国民の日常生活、日常の会話に捜査機関が介入する口実を与えるものである。

これは、国民の人権に対する重大な侵害である。

6 さらに、政府は、共謀罪が必要とされる理由

として、「国連越境犯罪防止条約」締結のためと説明している。しかし、すでに日本には組織犯罪集団の関与する犯罪を未遂段階で処罰できる刑法制度が整備されており、むしろその濫用が危惧されるほどであって、共謀罪を必要とする立法事実は何ら存在しない。

7 過去、第二次世界大戦時には、国家が国民生活に介入し、戦争をはじめとする政府の政策に反対する勢力を弾圧してきた。

自衛隊の武器使用を拡大したり、集団的自衛権を行使可能としたりする、安倍政権の「戦争する国家」化政策と重ねてみれば、今回成立が目論まれている共謀罪は、今後、戦争などに反対する国民を弾圧するための手段となりうるものである。

したがって、青年法律家協会弁護士学者合同部会は共謀罪の創設に反対し、国民と共同して成立阻止に向けて活動することを宣言する。

二〇一六年二月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回常任委員会

今後の日程

【第4回常任委員会】

*2017年 3月 3日 (金)～ 4日 (土) 宇都宮

【第48回定時総会】

*2017年 6月24日 (土)～25日 (日) 東京

【第16回人権研究交流集会】

*2017年11月25日 (土)～26日 (日) 大阪

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、
本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

1月12日 (木) 10時半～ 青法協本部

【司法問題対策委員会】

1月30日 (月) 18時～ 青法協本部

【修習生委員会】

1月23日 (月) 10時半～ 青法協本部

【広報委員会】

1月25日 (水) 18時～ 青法協本部

新人弁護士を
迎える
みなさまへ

◎入会の案内に青法協の紹介リーフレットをご活用ください。
(注文は本部事務局まで)



◎2017年1月26日(木)
18時より、弁護士会館
1005で新人ガイダンス
を開催いたします。
新人弁護士向けに青
法協の活動を紹介い
たします。入会を検討
中の方も参加できます
ので、ぜひ、お誘い合
わせの上、ご参加くだ
さい。



◎そのほか、各種企画につき
ましては、ホームページの
「イベント・学習会のお知らせ」
をご参照ください。本
部に寄せられた支部の企
画も掲載しています。



編集後記

▼バランスボールに
座っている。スポー
ツクラブではなく事務
所で、椅子がわりにし
ている。仕事に行き詰

まると、はねたり飛んだり揺れたりのけぞったりするので、離れたカウンターから私の上半身だけ見ているお客さんは変な顔をする。▼ずっと座り続けることは体のためによりしくないということを聞き、どこかで読んだこの方法を採用してみたのだが、これが大変よろしい。足に筋肉がつき、腹が引き締まり、階段登りが楽になり、動作も機敏になってきた(ような気がする)。そのかわり、居眠りはできず、やたらとかさばる。ゴム製なので、ものの裏側が汗ばむ。素敵なカバーでもかけようか。想像すると、少し不気味な物体になってしまうか。▼などと弾んでいるうちに、英国はEUから離脱し、米国では不動産王が大統領になった(王って……)。世界はどこに転がるかわからない。どこに転がってもいいように、せめて筋肉を鍛えよう。

(町田止裕)